

坂井市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

坂井市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 指定の申請

要綱第 4 第 5 号に規定する「坂井市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次の通りとします。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- (2) 定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- (3) 空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発

3 支援法人の指定

指定する支援法人の数及び指定の期間は、次の通りとします。

- (1) 指定する支援法人：1 法人
- (2) 指定の期間：2 年間

4 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

5 申請について

(1) 申請方法

別に定める期間内に要綱第 3 に規定する申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、次の提出先に持参してください。

【提出先】

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
坂井市総合政策部移住定住推進課空家対策室
TEL：0776-50-3036

(2) 関係書類

- ア 定款の写し
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - オ 前事業年度の事務報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - キ これまでの空き家等の管理、活用等に関する活動実績を記載した書面
（法人のウェブサイト、会報、パンフレット等含む。）
 - ク 法第 2 4 条各号に規定する業務に関する計画書
（関係する行政機関や民間団体、専門家、事業者等との連携・調整の状況含む。）
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- ※ 申請期間や申請書の様式は坂井市ホームページをご確認ください。

6 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね 1 か月以内に文書で通知します。